

# 建築工事設計標準単価決定要領

## 1 適用

この要領は、鹿児島県薩摩川内市が施工する建築工事の積算に用いる標準単価の決定に適用する。

## 2 基本的事項

この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。

なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

## 3 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

### (1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

### (2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量(以下「所要量」という。)から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

#### イ. 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

#### ロ. 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。

ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

#### ハ. 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付建設省機発第44号)による。

また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

#### ニ. 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

### (3) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。

なお、公共建築工事標準単価積算基準の第2編～第4編に定める工種に適用する。

また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

#### (4) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

### 4 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、公共建築工事標準単価積算基準の第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。

なお、歩掛りにおける構成については次による。

#### (1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

#### (2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

#### (3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

#### (4) その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、公共建築工事標準単価積算基準の表3-1-1～3の工種毎の率による。

### 5 単価及び価格の適用

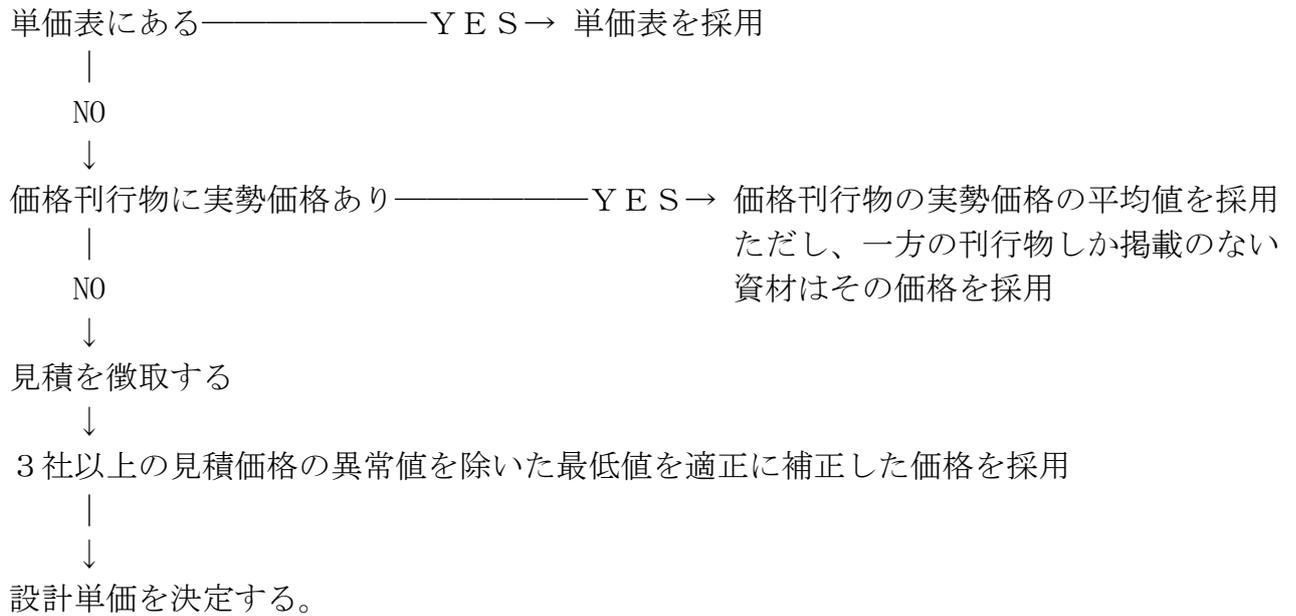
単価及び価格の適用については、公共建築工事標準単価積算基準の第2編～第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりに必要となる単価及び価格に含まない。

### 6 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

## 【資材単価等の決定方法フロー図】



(付則)

この要領は、平成30年4月1日から適用する。